



利用してませんか？

産後ケア事業

日置市では、助産所へ宿泊、もしくは通所、またはご自宅で、産後の身体のケアや、育児・授乳などの指導を受ける方に対し、利用者負担額の補助を行う産後ケア事業を行っています。

1. 対象者

- (1) 日置市内に住所を有する母子
- (2) 下記いずれかに該当するもの
 - ① 産後における身体回復のケア(休養含む)を希望する方
 - ② 育児や授乳についての保健指導を希望する方
 - ③ 家族等から産後の支援が得にくい方



2. サービスの種類

- 宿泊型**・・・助産所等に宿泊し、産後ケアサービスを利用します。
※1泊2日の場合は、2日間の利用となります。
- 日帰り型**・・・助産所などに通所し、産後ケアサービスを利用します。
※8～20 時までの間のうち、8時間以内の利用となります。
- 訪問型**・・・ご自宅などに助産師が訪問し、産後ケアサービスを提供します。
※炊事などの家事支援は含みません
※9～17 時までの間のうち、ご自宅への往復を含め3時間以内(実質 2 時間程度)の利用となります。

3. 利用期間 (※宿泊型・日帰り型・訪問型を合わせたの期間です)

- 出産した日から1年間を経過する日の前日までのうち、原則7日以内です。
- ※母子の状況などにより必要と認められる場合のみ更に7日間まで利用期間を延長できます。
- ※受け入れ可能な対象児の月齢は助産所により異なります。助産所へ直接お問い合わせください。
- ※出産日が令和8年1月1日の場合、令和8年12月31日までが利用期間となります。

4. 利用金額(1日の利用者負担額)

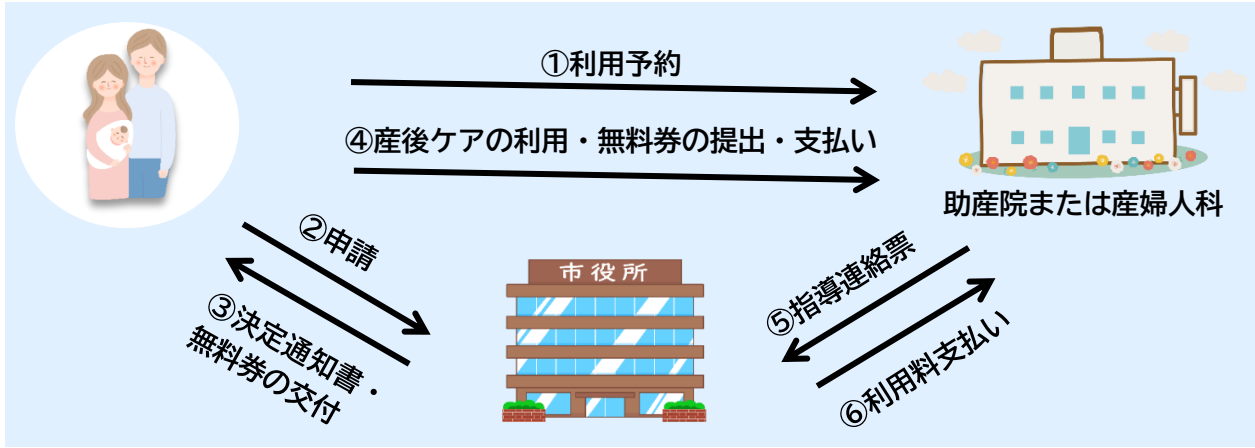
※令和6年4月～令和9年3月末

		宿泊型	宿泊型 (母親のみ利用)	日帰り型	日帰り型 (母親のみ利用)	訪問型
課税世帯	無料券提出時 (初回から5回目まで)	0円	0円	0円	0円	0円
	通常時 無料券利用なし	5,000円	3,500円	2,000円	1,500円	(1,000円)
非課税世帯	無料券提出時 (初回から5回目まで)	0円	0円	0円	0円	0円
	通常時 無料券利用なし	2,000円	1,800円	1,000円	750円	(1,000円)

- ※乳児が多胎児(双子など)の場合は、別途加算額があります。
【加算額】宿泊型:1,000円 日帰り型:450円
- ※兄弟児は含まれません。兄弟児の利用金額は助産所によって異なります。
助産所へ直接お問い合わせください。
- ※クーポン券の利用期限は、出産した日から1年間を経過する日の前日まで、
または令和9年3月31日のいずれか早い日となります。
- ※訪問型は、自己負担金1,000円ですが、市の助成により6回目以降も無料となります。



5. 利用方法・申請の流れ



①利用を希望する助産院または産婦人科に直接連絡し、ご予約ください。

②市に産後ケアの利用申請をして下さい（下記〈申請方法〉参照）。

③手続き完了後、決定通知書と初回から5回目までの無料券をお送りします。

④初回から5回目：無料券を提出して産後ケアを利用してください。

6回目以降：利用金額（表面参照）をお支払い下さい。

※申請から無料券の交付まで、1か月程度お時間をいただきます。

※利用日2日前までに無料券が届かない場合、健康保険課健やか母子係（099-248-9421）までご連絡ください。

6. 申請方法

- オンライン申請：下記右側の二次元コードから申請ができます。
初めて申請される方は、〈利用申請〉の二次元コードより申請してください。

↓ 二次元コード申請はコチラ ↓

〈利用申請〉



〈変更申請〉



●以下の場合に変更申請をして下さい

- ・利用期間を延長する場合
- ・初回の申請と異なる施設を利用する場合
- ・初回の申請と異なるサービスの種類（宿泊型・日帰り型・訪問型）を利用する場合

- 窓口申請：日置市役所または各助産院にて可能です。申請の際は、必要書類をご持参ください。

〈必要書類〉

(1)産後ケア事業利用申請書(様式第1号)

(2)母子健康手帳(P1、8～9、14、16の写しが必要)

(3)世帯の課税証明書(R8.1.2以降に日置市に転入された方)

※利用希望期間の変更をする場合、産後ケア事業利用期間変更申請書(様式第3号)が必要です。

7. 利用可能な助産所など

右側の二次元コードより、利用可能な助産所等一覧をご覧いただけます。



✿ 申請先・お問い合わせ先 ✿

日置市役所 健康保険課健やか母子係 ☎099-248-9421(直通)